提出先: 城東区役所 3階 総務課 31番窓口

見積書

【案件番号:総務0710021】

収入印紙 契約の相手方 となった者は 貼付を要する

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様 住所又は事業所所在地

商 号 又 は 名 称 氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額			百	万		_	f		円
契約金額			百	万		=	f		円
□ 課税事業者うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額□ 免税事業者								円	

契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事	業	名 称	名 称 もと聖賢老人憩いの家 樹木剪定・除草業務委託									
履	行	期限	令和7年12月24日(水) 履行場				万場 所	もと聖賢老人憩いの家 敷地				
履	行	方 法	別紙仕様書のとおり				そ	の他				
		名 称					形 状・寸 法・摘 要				数	量
明	別	紙仕様書	上様書のとおり									
細												
書												
	(見積条項) 裏面のとおり											
	本	本書のとおり契約を締結する。										
	1									款		
		随意契約 契約金額の 5/100 以上							支			
	(金 円) 地方自治法施行令 □ 履行保証保険						H)	出	項			
	1	第 167 条の 2 第 1 項第 号							科	目		
用道	金	庁舎管理用								節		
摘星	要							細節				
		局長	部長	課長	課長代	理係	長	係員	- 起象	令和	•	•
決									決裁	冷和	•	•
裁										第	号	
				<u> </u>								

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

(検査の時期)

1 大阪市(以下「発注者」という。) は、請負人(以下「受注者」という。) から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

(契約代金の支払い時期)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。 (受注者の履行遅延の場合における損害金)
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
- (1)大阪市契約規則第38条の規定による。
- (2)大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について
- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。) が暴力団員又は 暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等 との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害される おそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとす る。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。 ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

もと聖賢老人憩いの家 樹木剪定・除草業務委託 仕様書

1 対象物件

(1) 所在地 : 大阪市城東区新喜多東1-1-25

(2) 名称 : もと聖賢老人憩いの家

(3) 敷地面積 : 340.18 ㎡ (うち建物面積 114.69 ㎡)

(4) 対象場所 : もと聖賢老人憩いの家の建物を除く敷地内

すべての樹木と草木 詳しくは別紙1のとおり

2 履行期限 令和7年12月24日

3 履行場所 もと聖賢老人憩いの家 敷地内

4 業務内容

- (1) 共通事項
- ア 作業等の実施日時、実施方法は委託者と協議の上決定すること
- イ 委託者が必要と認めた場合(臨時・緊急)、詳細行程表を作成し、委託者 へ提出すること
- ウ 結果報告書、実施報告書は遅滞なく委託者へ提出すること
 - ※実施後1週間以内に提出すること
 - ※必要に応じて写真を添付すること
- エ 作業中に異常及び不良・故障個所を発見した場合、些細なことでも迅速 に委託者へ報告し、指示を受けること
- (2) 樹木剪定・除草業務委託 別紙2のとおり

(3) 安全管理

- ア 受託者は、労働災害及び物件損害等の発生の未然防止に努め、「労働 安 全衛生法」等関連事項の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十 分に講じなければならない。
- イ 受託者は、作業が他の作業・工事と競合又は隣接する場合には、相互に協 調を図り、安全管理に万全を期さなければならない。
- ウ 受託者は、劇物類、ガソリン等の危険物を取扱い又は保管する場合には、 関係法令に定める危険物取扱者を定め、当該危険物取扱者の立会いのも と適切に管理し、万全の方策を講じなければならない。
- エ 受託者は、作業用資機材、残材、発生材等について、当区の業務及び保安

上の支障とならないよう整理又は場外に搬出して、作業現場を常に整理整頓しなければならない。また、風や通行車両の風圧で残材、発生材等が散乱しないように注意しなければならない。

- オ 受託者は、常に気象情報等に注意を払い、大雨、強風などによる事故の危険性がある場合は、作業を中止しなければならない。
- カー受託者は、事故が発生した場合、速やかに措置をとらなければならない。
- キ 受託者は、車両交通部分の作業を行う場合は、交通誘導等の安全を確保して行わなければならない。

(4) その他

- ア 事故、または故障、不具合により、要請があれば直ちに、技術者を派遣 し、調査・点検・調整等をおこなうこと
- イ 委託者が必要と認めた軽微な作業について、契約の範囲内で実施すること
- ウ 作業に伴い生じた廃棄物は持ち帰り、適正に処分すること。
- エ 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する

5 再委託に関する特記事項

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、 受注者はこれを再委託することはできない。
- ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術 的判断等

イ 樹木剪定・除草業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、 書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の 性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結 した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があっ たときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合

に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。) に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にして おくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務 を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づ く停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づ く入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

6 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に 基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進 に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人 が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとと もに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面 において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めな ければならない。

7 その他

- (1) 作業実施に当たっては、作業内容、作業日程等について事業担当者と 協議し、承諾を得ること。
- (2) 作業にあたり、近隣の土地に立ち入る必要がある際には、所有者の 承諾を得ること。
- (3) 作業者は、使用者の妨げとならないように注意すること。
- (4) 車両で履行場所に行く際には近隣の有料駐車場を利用すること。
- (5) 電力等が必要な場合は、作業者で用意すること。

8 事業担当

城東区役所 総務課(3階·31番窓口) 担当者 中地

大阪市城東区中央3-5-45

電話番号:06-6930-9625 / FAX番号:050-3535-8684



(別紙1)



樹木剪定 · 除草業務委託仕様書

項目	作業内容	備考
剪定		樹木全体のサイズを小さくし、長期間剪 定が不要な状態にすることが望ましい。 また、隣地に越境している部分を無くす こと。
除草	原則、手摘みや機械での除草とし、薬剤散布の実施は不可とする。	

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(城東区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した 者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を 発注者(城東区役所総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき 又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除すること ができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課(連絡先:0.6-6.9.3.0-9.1.0.1)に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン (別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・ 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること